

2025年1月17日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市職員組合

執行委員長 包國 雄太



勤務条件変更に係る協議に対する回答について

日頃から、職員組合の活動に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和7年1月15日に行われました部長交渉にて協議をいただきました下記事項につきましては、佐倉市職員組合として、“妥結”することといたします。

なお、下記事項1. につきましては、未実施となる在宅勤務手当の新設に関し、実施に向けた検討を継続するようお願いするとともに、下記事項2. につきましては、この度の交渉に含まれていない部分休業の拡充に関し、職員組合と別途の協議を行うよう要求いたします。

また、下記事項に係る規則等改正にあたっては、国・県の動向を注視のうえ、職員に対し迅速かつ確実な周知を行うよう、併せてお願いいたします。

記

1. 令和6年度千葉県人事委員会勧告に基づく給与制度アップデート関係について
2. 育児・介護休業法の改正その他の理由に伴う休暇制度の改正について

